

# 業務指示書

## イラク国公共事業に係る広報支援調査

### 第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年11月21日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第二課 真野 修平 Mano.Shuhei@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年11月26日 までに機構ホームページ上に行います。

### 第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

### 第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

### 第4 競争上の条件

#### 1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めたものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

#### 1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

#### 2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

#### 3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

#### 1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

## 2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

( ) 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

## 3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

（各項目の（ ）に○を付したものが、今回の指示内容です。）

( ) 以下の者については、競争への参加を認めません。

## 2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

( ) 認めません。

( ) 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

( ) 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

## 3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。

なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 業務主任者(総括)については補強を認めません

○ 業務主任者(総括)については補強を認めます。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

#### 4 外国籍人材の活用

(各項目の( )に○を付したものが、今回の指示内容です。)

( ) 外国籍人材の活用を認めます。

○ 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

( ) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

#### 第5 プロポーザルに記載されるべき事項

##### 1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：広報支援に係る各種業務

##### 2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、10ページ以下としてください。

注2) (4) 要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

### 3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

#### (1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

（各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は 名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

若手加点の対象とする。

若手加点の対象としない。

#### (2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

##### 【業務主任者（総括／実施促進）】

- 1) 類似業務の経験：広報業務取り纏めに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び中東での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

##### 4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

##### 【業務従事者：担当分野 メディア支援】

- 1) 類似業務の経験：広報媒体作成及び啓発活動に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：イラク 及び中東での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

## 【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

### 第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

#### 1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。

その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

#### 2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

(1) 提出期限：2018年11月30日 12時

(2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）

(3) 提出先・場所：

・郵送の場合

〒102-8012

東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 調達部

・持参の場合

二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部

見積書 正1部 写1部（次項第7参照）

注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

#### 3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

(1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

(2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき

(3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき

(4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき

(5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき

(6) 虚偽の内容が記載されているとき

(7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

### 第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

- ( ) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
  - ( ) 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃 (エコノミークラス) 又は正規割引運賃 (ビジネスクラス) ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。
- なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費 (航空賃)
- (2) 旅費 (その他: 戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他 (以下に記載の経費)

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。  
(IQD1 = 0.095370 円, US\$1 = 112.201 円, EUR1 = 127.778 円)

## 第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。 「

( ) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

( ) 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

( ) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。  
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期:

~  
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部 (麹町) 会議室

(3) 実施方法:

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。  
機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の ( ) に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

( ) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。  
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

## 第9 プロポーザルの評価

### 1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／実施促進      〇  
メディア支援          〇

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

2.08 M/M      〇

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

#### (1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

## (2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

## 2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年12月17日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

## 3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

### (1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

### (2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

- ①コンサルタント等の法人としての経験・能力
- ②業務の実施方針等
- ③業務従事予定者の経験・能力
- ④若手育成加点\*
- ⑤価格点\*

\*④、⑤は該当する場合のみ

## 第10 その他

### 1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

### 2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

### 3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、個人情報保護関連法令等で定める場合を除き、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外には使用しません。

### 4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

### 5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

### 6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

#### (1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン

(URL: [http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal\\_201211.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html))

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。



(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」  
(URL : [http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_g/index\\_since\\_201404.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html))

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン (コンサルタント等契約)：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」  
(URL : <http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名 (氏名は公表しない。)

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理(調達管理を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の( )に○を付したものが、指示内容です。)

( ) 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理(調達補助を含む。)コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文(E/N)に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5(日本法人確認調書)をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

#### 9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以 上

プロポーザル評価表

イラク国公共事業に係る広報支援調査

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(45.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	18.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	23.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(45.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(31.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／実施促進	(31.00)	(13.00)
ア) 類似業務の経験	11.00	5.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	6.00	2.00
エ) 業務主任者等としての経験	7.00	3.00
オ) その他学位、資格等	4.00	2.00
②副業務主任者	( - )	(13.00)
カ) 類似業務の経験	-	5.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	2.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	3.00
コ) その他学位、資格等	-	2.00
③体制、プレゼンテーション	( )	( 8.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 (今回は評価の対象としません)	-	8.00
(2) 業務従事者の経験・能力： メディア支援	(14.00)	
ア) 類似業務の経験	7.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	( )	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[ 100.00]	



## 第2 業務の目的・内容に関する事項

### 1. プロジェクトの背景

イラクでは、1980年代以降3度にわたる戦争と長年の経済制裁の影響により、多くの社会経済インフラの破壊と老朽化が進行し、公共サービスが著しく低下した。我が国は、2003年のマドリード会合においてイラク向け最大50億ドルの復興支援を表明、緊急性の高いインフラ整備として無償資金協力（15億ドル）、中期的復興開発支援として円借款事業（35億ドル）、技術協力として延べ8,400人以上に対して研修事業を実施してきた。社会経済インフラに関しては、前述の円借款事業35億ドルを含め、これまで電力、上下水道、灌漑等、様々な分野で28事業、合計7,200億円以上をコミットしている。

イラク政府がこれら円借款事業を含む社会経済インフラ整備を進めたことにより、公共サービスが徐々に改善されつつあるものの、イラク国民の公共サービスに対する認知度や満足度は低く、公共料金の徴収率低迷、公共サービスに対する不満から暴動などの社会不安を惹起する要因ともなっている。

イラクの関係省庁が公共料金の値上げに踏み切れない理由としては、政府が進める公共事業やインフラ整備について国民に十分に理解されていないという背景がある。事業に対する認識不足により、徐々に向上する公共サービスの改善状況が実感されにくく、公共料金支払いに対する理解や意欲につながっていない。また、イラク政府が公共事業に係る国民の理解や公共料金支払いを促す啓発活動を進めることが必要であるが、国民の反感を助長するリスクを恐れ、効率的かつ効果的な広報や啓発活動が行われていない状況にある。

国家開発計画（National Development Plan）の下、社会経済インフラ整備を進めるイラク政府にとって、公共事業に対する国民の理解を促し公共料金支払いに対する意識を向上させることは、インフラの運営維持管理の観点からも、また地域の安定、国の復興・開発においても重要かつ不可避の課題である。イラク政府の取り組みにより、事業に対する国民の理解・認識を高めることは、公共料金の徴収率向上、運営維持管理予算確保の観点から、円借款事業の実施促進及び開発効果向上にもつながる。

本調査は、「灌漑セクターローン」、「コール・アルズベール肥料工場改修事業」、「バスラ上水道整備事業」、「クルド地域電力セクター復興事業」（以上、いずれも2008年L/A調印）、「クルド地域上水道整備事業」（2009年L/A調印）、「ハルサ発電所改修事業」（2015年L/A調印）の円借款事業及び技術協力プロジェクト「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」（2012年4月-2015年3月実施）、「クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト」（2011年8月-2016年8月実施）を対象に、公共事業にかかる現地住民の理解を得るための取り組みやその手法、これら啓発活動と公共料金徴収、運営維持管理との関係につき検証のうえ、イラク政府機関に提示し、各実施機関による啓発活動や、維持管理費確保にかかる施策策定を促すとともに、イラクにおけるJICA開発協力事業の開発効果向上を目指すものである。

## 2. プロジェクトの概要

### (1) 事業名及び事業実施機関（本業務関係機関を含む）

- ・灌漑セクターローン、灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト：水資源省（Ministry of Water Resources）
- ・コール・アルズベール肥料工場改修事業：鉱工業省（Ministry of Industry and Minerals）、肥料公社（State Company of Fertilizer）
- ・バスラ上水道整備事業：公共事業省（Ministry of Municipalities and Public Works）
- ・クルド地域電力セクター復興事業：クルド地域電力省（Regional Ministry of Electricity in Kurdistan）
- ・クルド地域上水道整備事業：クルド地域自治・観光省（Regional Ministry of Municipalities and Tourism in Kurdistan）
- ・クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト：クルド自治政府農業水資源省（Ministry of Agriculture and Water Resources, Kurdistan Regional Government）
- ・ハルサ発電所改修事業：電力省（Ministry of Electricity）

### (2) 事業対象地域

ディカール県、バスラ県（バスラ市・コール・アルズベール市、ハルサ市）、カルバラ県、エルビル県、スレイマニア県（スレイマニア市・ハラブジャ市）

### (3) 事業目的

各案件の事前評価表参照。（第3. 業務実施上の条件、3. 参考資料を参照）

### (4) 事業概要

各案件の事前評価表参照。（第3. 業務実施上の条件、3. 参考資料を参照）

### (5) 事業の現状

いずれも実施中。

## 3. 業務の目的

本調査では、以下を目的とする。

- ① イラクの各公共セクター（水・電力）における料金体系、公共料金徴収状況、運営・維持管理体制、運営・維持管理予算の仕組みにつき情報収集・分析を行う。
- ② 「灌漑セクターローン」、「コール・アルズベール肥料工場改修事業」、「バスラ上水道整備事業」、「クルド地域電力セクター復興事業」、「クルド地域上水道整備事業」、「ハルサ発電所改修事業」の円借款事業及び技術協力プログラム「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」、「クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト」を含む公共事業における、イラク政府による現地住民への啓発活動状況及び計画、現地住民の認知度につき情報収集・分析を行う。

- ③ 上述①②の結果を踏まえた広報媒体の作成、同媒体を活用した現地住民への啓発活動の実施、及びその効果の検証を行う。
- ④ 現地住民への啓発活動と公共料金支払意思の関係性につき検証を行う。
- ⑤ 上述③④の結果を踏まえ、イラク政府による公共事業にかかる現地住民の理解を得るための取り組み、公共料金等徴収率向上のための施策及び運営維持管理確保にかかる施策策定を促す。

#### 4. 本業務対象地域

イラク全土（クルド自治区を含む）

#### 5. 業務の範囲

本調査は、「3. 業務の目的」を達成するため、JICA、イラク国関係機関と十分な意見交換を行いながら「6. 実施方針及び留意事項」を踏まえつつ「7. 業務の内容」に示す内容の調査を行い、「8. 成果品等」に示す報告書等を作成するものである。

#### 6. 実施方針及び留意事項

- (1) 本調査は、治安面の問題などから日本人調査団の現地渡航が限られるほか、短い現地調査期間の中で多くの調査項目・関係機関にかかる業務を実施することになる。ついでには、事前の国内準備作業期間においては、既存資料の確認・分析、及びイラク側とのメール・電話による事前確認及び調整を実施し、調査・協議項目を整理した上で現地調査に臨むこと。
- (2) イラクにおける日本人を含めた外国人の活動は、治安情勢の悪化により非常に制限されている。よって、コンサルタントがイラク国内における現地踏査及び面談等を行う際には、JICA イラク事務所および在イラク日本大使館の安全管理情報を踏まえること。なお、バグダッドでの省庁面談が困難である場合、第三国における面談等での情報収集・協議が必要となる場合もある。プロポーザルにて、現地調査の実施場所、及び、適切な方法を提案すること。
- (3) 本調査は JICA が主体的に実施するものであり、イラク政府およびクルディスタン地域政府からの便宜供与は限定される。従って、コンサルタントの円滑な調査実施のため、JICA イラク事務所が「2.プロジェクトの概要（3）事業実施機関（本業務関係機関を含む）」に記載された省庁等の一部に対し、調査スケジュール通知と調査への協力依頼及び初回のアポイント取り付け、支援等のサポート及び面談等への同行を予定している。  
但し、コンサルタントは調査開始時にインセプション・レポート（本調査の概要を記載したイラク関係者向けの説明資料）（英語）を作成し、「2.プロジェクトの概要（3）事業実施機関（本業務関係機関を含む）」に記載された省庁等に対して本調査の目的、意義、便宜供与依頼事項等を丁寧に説明したうえで、それらの機関に協力を求めるこ

と。

- (4) 本調査の対象事業サイトはイラク南部とクルド自治区に集中しており比較的安定しているものの、事業サイトが広域にわたること、また、イラクコミュニティの意識調査（ヒアリング等含む）も想定していることから、業務内容によっては日本人調査団のアクセスは限定的となる。その為、調査に当たっては、イラクに現地法人・拠点を有するコンサルタント（第三国のコンサルタント会社を含む）に現地調査を再委託する事を前提とする認める。プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を行うこと。なお、イラクの治安情勢は依然として予断を許さない状況にあり、調査地の選定は慎重に行うとともに、調査の実施に際しては現地調査員の安全対策に細心の注意を払い、必要な安全措置を講じること。

## 7. 業務の内容

コンサルタントは以下を参照しつつ、国内作業及び現地調査について効果的、効率的な調査工程をプロポーザルで提案すること。なお、国内作業及び現地調査では、以下業務を実施することとする。

なお、現地調査は治安上の理由等により困難な場合に限り、ヨルダン等イラク隣国から実施することも可とし、十分な安全対策措置を講じた上で、実施機関・各サイト現場責任者との協議及び連携により、情報収集を行うことを想定している。

- ・国内作業：既存資料及び現地調査にて収集した資料・情報の分析を行う。また電話、メールおよび書簡にて、現地調査にて回収しきれなかった情報を随時収集の上、分析を行う。
- ・現地調査：バグダッド、エルビルおよび各プロジェクトサイトにおいて、業務関係者からの情報収集・協議を実施の上、広報媒体を作成、同媒体を活用した現地住民への啓発活動を行い、及びその効果を検証する。

具体的な、国内作業及び現地調査のスケジュール及び内容は以下の通り。

### (1) 第1次国内作業

ア 既存資料を確認・分析の上、第1次現地調査にて確認すべき項目につき整理する。第1次現地調査にて確認すべき項目は以下を含む。

- ① イラクの公共セクター（水・電力）における料金体系、公共料金徴収状況、運営・維持管理体制、運営・維持管理予算の仕組み
- ② 「灌漑セクターローン」、「コール・アルズベール肥料工場改修事業」、「バスラ上水道整備事業」、「クルド地域電力セクター復興事業」、「クルド地域上水道整備事業」、



「ハルサ発電所改修事業」及び技術協力プロジェクト「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」、「クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト」に係る JICA 開発協力事業を事例に、公共事業にかかるイラク政府機関による啓発活動計画、活動状況、地域住民の認知度につき情報収集・分析を行う。

イ 既存資料の確認・分析結果を踏まえ、イラク公共事業における効率的かつ効果的な啓発活動手法につき検討の上、仮説を立て、啓発活動および活動効果検証に係る計画を策定する。

ウ 既存資料の確認・分析結果、第 1 次現地調査にて確認すべき項目の整理結果、啓発活動手法の提案、仮説をインセプション・レポートとしてまとめ、JICA 中東・欧州部と協議する。

## (2) 第 1 次現地調査

ア イラクもしくはヨルダン等イラク隣国において業務関係者（イラク側関係機関）との会議を開催し、インセプション・レポート（想定する啓発活動の手法を含む）の説明並びに以下の項目につき情報収集を行う。

- ① イラクの各公共セクターにおける料金体系、公共料金徴収状況、運営・維持管理体制、運営・維持管理予算の仕組み
- ② 「灌漑セクターローン」、「コール・アルズベール肥料工場改修事業」、「バスラ上水道整備事業」、「クルド地域電力セクター復興事業」、「クルド地域上水道整備事業」（2009 年 L/A 調印）、「ハルサ発電所改修事業」及び技術協力プロジェクト「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」、「クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト」に係る公共事業における啓発活動計画、活動状況、地域住民の認知度

イ 必要に応じて事業サイトを視察し、JICA 開発協力事業関係者（実施機関、コンサルタント、コントラクター）や地域住民からヒアリングを行う。イラク関係機関との調整の下、各事業サイトにおいて啓発活動に活用する情報収集を行い、啓発活動の媒体を作成する。啓発活動の媒体につき業務関係者（イラク側関係機関）に説明する。

ウ (2) イに基づき、啓発活動を行う。

## (3) 第 2 次国内作業

ア 第 1 次現地調査の結果を踏まえ、必要に応じてイラク側に質問票等の送付を行い、情報の提供を要請する。

イ 啓発活動の効果検証にかかる準備を行う。

ウ 現地にて実施された広報・啓発活動の検証・分析を行う。

エ 右検証結果を受けて、効率的かつ効果的な啓発活動手法とその実施可能性につき協

議・検討する。

オ イラク側関係機関から追加で必要な情報につき収集するとともに、ドラフト・ファイナル・レポートに盛り込むべき内容につき確認する。

カ 調査精度向上のため、必要に応じメールおよび電話にてイラク側関係機関との協議を継続する。

キ これまでの調査結果を踏まえ、JICA 事業を含むイラクの公共事業における効率的かつ効果的啓発活動および公共料金徴収との関係について、ドラフト・ファイナル・レポートにまとめ、JICA 中東・欧州部に説明の上、今後の調査方針につき協議する。

#### (4) 第2次現地調査

イラクもしくはヨルダン等イラク隣国において業務関係者（イラク側関係機関）との会議を開催し、ドラフト・ファイナル・レポートに関し、情報の整合性及び内容につき協議する。

#### (5) 第3次国内作業

これまでの調査結果につき、JICA と協議し、ファイナル・レポートにまとめる。

ファイナル・レポートには、少なくとも以下の内容に係る記載を盛り込むこと。

- ① イラクの各公共セクターにおける料金体系、公共料金徴収状況、運営・維持管理体制、運営・維持管理予算の仕組み
- ② 「灌漑セクターローン」、「コール・アルズベール肥料工場改修事業」、「バスラ上水道整備事業」、「クルド地域電力セクター復興事業」、「クルド地域上水道整備事業」、「ハルサ発電所改修事業」及び技術協力プロジェクト「灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト」、「クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト」の JICA 事業を含むイラクの公共事業における広報活動計画、活動状況、地域住民の認知度
- ③ 効果的な啓発活動の検証
- ④ 啓発活動と公共料金支払意欲の関係性の検証

## 8. 成果品等

調査業務の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品はファイナル・レポートとする。

各報告書の先方政府への説明、協議に際しては、事前に JICA 中東・欧州部に説明の上、その内容について了承を得るものとする。

### (1) 調査報告書

ア インセプション・レポート (IC/R)

提出時期：2019 年 2 月下旬

部数：英文 8 部、和文 2 部

イ ドラフト・ファイナル・レポート (Df/R)

提出時期：2019年4月下旬

部数：英文8部、和文2部

ウ ファイナル・レポート (F/R) (啓発活動媒体含む)

提出時期：2019年6月中旬

部数：製本：英文15部、和文5部

要約：英文15部、和文5部

電子データ (完全版)：英文15セット、和文5セット

電子データ (要約)：英文15セット、和文5セット

(2) 収集資料

調査時に収集した資料及びデータは分野別に整理してリストを付した上で JICA 中東・欧州部に提出すること。

(3) 成果品の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。英文報告書については、提出前にネイティブチェックにかけることとする。作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、国際的に通用する英文により作成するとともに、必ず当該分野の経験・知識共に豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

報告書の印刷、電子化 (CD-R) については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン (2014年11月)」を参照するものとする。

(4) 報告書の作成

以下の諸点に留意すること。

ア 各報告書はその内容を的確かつ簡潔に記述し、必要に応じ図や表を活用する。また、英文についてはネイティブ・スピーカー等によるチェックを十分に行い、読みやすいものとする。報告書本文中で使用するデータ及び情報については、その出典を明記する。

イ 各報告書には、業務実施時に用いた通貨換算率とその適用年月日及び略語表を目次の次の頁に記載する。

ウ 報告書が主報告書と資料編の分冊形式になる場合は、主報告書とデータの根拠 (資料編の項目) との照合が容易に行えるよう工夫を施す。

### 第3 業務実施上の条件

#### 1. 調査の工程

調査は2019年2月上旬より開始し、2019年6月下旬の終了を目途とする。

項目	時期				
	2019年 2月	3月	4月	5月	6月
第1次国内作業	□				
インセプション・レポート提出		△			
第1次現地調査		■			
第2次国内作業			□		
ドラフト・ファイナル・レポート提出				△	
第2次現地調査				■	
第3次国内作業					□
ファイナル・レポート提出					△

#### 2. 業務量の目途と業務従事者の構成（案）

##### (1) 業務量の目途

全体：3.20M/M（国内作業：1.80M/M, 現地作業：1.40M/M）

##### (2) 業務従事者の構成（案）

本調査には、以下に示す各分野の業務従事者が参加することを想定している。業務内容を考慮の上、より適切な構成がある場合は、上記業務量の範囲内で明確な理由とともにプロポーザルにて提案すること。なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付の提案を行う場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費節減の工夫をプロポーザルに明記すること。

ア 総括／実施促進（2号）

イ メディア支援（3号）

ウ 公共サービス／運営維持管理／業務調整

#### 3. 参考資料

##### (1) 公開資料

以下の事業に係る報告書、関連情報が JICA 図書館

(<https://libportal.jica.go.jp/fmi/xsl/library/public/Index.html>) 及び JICA ナレッジサイト

([http://gwweb.jica.go.jp/km/km\\_frame.nsf](http://gwweb.jica.go.jp/km/km_frame.nsf)) にて閲覧可能です。

【事業事前評価表】

(灌漑セクターローン)

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007\\_IQ-P2\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_IQ-P2_1_s.pdf)

(コール・アルズベール肥料工場改修事業)

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007\\_IQ-P6\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2007_IQ-P6_1_s.pdf)

(バスラ上水道整備事業)

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\\_IQ-P9\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_IQ-P9_1_s.pdf)

(クルド地域電力セクター復興事業)

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\\_IQ-P10\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_IQ-P10_1_s.pdf)

(クルド地域上水道整備事業)

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008\\_IQ-P11\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2008_IQ-P11_1_s.pdf)

(ハルサ発電所改修事業)

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015\\_IQ-P21\\_1\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2015_IQ-P21_1_s.pdf)

【調査報告書等】

(灌漑用水効率的利用のための水利組合普及プロジェクト)

[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12236295.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12236295.pdf)

(クルド地域園芸技術改善・普及プロジェクト)

[https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014\\_1003676\\_2\\_s.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2014_1003676_2_s.pdf)

#### 4. 特別経費

イラク国内で現地調査をする際は、下記特別経費を認める。

(1) コンサルタントは、業務従事者の安全確保に必要な直接経費に関し、調査対象地域の治安状況に応じ、次の当該経費を契約金額に含めること。当該経費の見積もりは別見積とする。

- ア 警備員備上、安全対策設備費等 (含む防弾車)
- イ 通信機材の購入 (衛星電話機材、使用料金)
- ウ 各種保険契約 (戦争特約)
- エ 安全確保に係る現地業務調整などの備人

#### (2) 宿泊料

宿泊料に関しては、一泊毎の経費について、規定の額を超えない場合は規定の額で精算し、規定の額を超える場合には実費精算とする。見積書は規定の額で作成すること。必要に応じ、契約金額を超えて精算することも可とする (約款の一部を変更して適用する。)。なお、クルド地域等における宿泊先は JICA イラク事務所の指定の宿泊施設のみとする。

#### (3) 一般管理費等

本調査では治安面で十分安定しているとはいえない、通常とは異なる環境下における特殊な業務が必要とされる。このため、一般管理費等率につき 10% を上限として加算することができる。

## 5. 調査用資機材の輸出管理

本調査の実施のために現地調査に際して本邦から携行するコンサルタント所有の資機材のうち、コンサルタントが本邦に持ち帰らないものであって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、コンサルタントが必要な手続きを行うものとする。

## 6. その他特記すべき事項

### (1) 安全管理

現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者全員を登録する。現地作業期間中は安全管理に十分留意する。イラクの治安状況については JICA イラク事務所及び中東・欧州部へ連絡の上、十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。

イラク国内での現地調査にあたっては、現地調査日程について前広に JICA 中東・欧州部に連絡・調整した上で確定することとする。なお、イラク国内における調査時には下記の安全対策措置を講じることを前提として、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。

- ・イラクに派遣される調査団員は、第一回の渡航前に安全管理ブリーフィングを必ず受講する。二回目以降の渡航においては事前に安全管理部及びイラク事務所と綿密に連絡を取り、現地の情勢を踏まえて渡航すること。
- ・移動の2週間前までに渡航・移動の予定をイラク事務所と協議の上、JICA 安全管理部もしくはイラク事務所に申請する。
- ・民間警備会社より安全確認および安全対策措置の取り付けを行い、身辺警護を受ける。
- ・JICA イラク事務所（安全対策担当）安全対策クラーク、及び PSD（Personal Security Detail：警護要員）の指示には必ず従うこと。特に移動中については、PSD の指示に必ず従い、勝手な行動はしない。
- ・出入国時及びイラク国内移動時には、必ず JICA イラク事務所に連絡を入れる。
- ・エルビル市外は防弾車両で移動する（市内については、治安状況に基づきイラク事務所が防弾車両の利用を判断する）。
- ・渡航先については JICA イラク事務所と事前に必要性・緊急性を十分に協議し、必要な安全対策措置を講じた上で渡航を行う。
- ・移動時（宿舎からの外出時）は常にパスポートとその他 ID を携行する。
- ・携帯電話（必要に応じて衛星携帯電話）は常に携行し、連絡が取れるようにする（宿舎内の移動時も含む）。また、充電・クレジット切れにならないようくれぐれも注意する。
- ・エルビル市外での日没後夜間の移動・外出は可能な限り控える。
- ・宿泊先は、イラク事務所指定の宿泊施設のみとする。
- ・戦争特約・功労金に伴う手続きを行う（エルビル市内のみの場合を除く）。

なお、調査用務先の場所、連絡先等は対外秘であることから、業務実施契約書締結後にコンサルタントへ連絡する。

## (2) 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス (2014 年 10 月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

## (3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「成果品の完成を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、すべての費用について消費税を課税することを想定しています。

以 上

